

次に、第五款繰越金の収入済額は二千五百三十九万二千二百四十五円でございます。

次に、第六款諸収入の収入済額は百九十九万五千二百九十九円でございます。主な収入としましては、預金利子収入でございます。

第一款から第六款までの収入済額の合計額は、十四億四千五百七十二万九千八百五十円でございます。続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

二四九ページをお開きいただきたいと存じます。まず歳出の予算総額は、十五億五千四百二十九万六千円に對しまして、支出済額は十四億三千四百六万八千六百五十六円でございます。執行率は九二・三％でございます。

それでは、まず第一款の医療諸費の支出済額は十四億八百三十六万二千九百五十円でございます。前年度と比較をいたしまして、一億二千八百八十四万七千七百十二円、一〇・一％の増となっております。これは対象者の増と受診率の伸びによるものでございます。また主な支出としましては、医療給付費に要した経費が、一三億五千九百六十八万三千二百十八円でございます。

次に、第二款諸支出金の支出済額は二千五百七十七万五千七百五十一円でございまして、一般会計への繰出金及び国都支基金返還金でございます。

次に、第三款予備費についての支出済額は、ゼロでございます。

第一款から第三款までの支出済額の合計額は、十四億三千四百六万八千六百五十六円となり、歳入歳出残額は一千百六十六万一千百九十四円でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（赤星行人君） 引き続き監査委員から、監査結果の報告を求めます。

（監査委員 林田 武君登壇）

○監査委員（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第九十六号、平成二年度福生市老人保健医療特別会計決算審査の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

内容につきましては、お手元に御配付の意見書四八ページから四九ページのとおりでございます。当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び証書類等を照合し、審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

なお歳入においては前年度と比較し、九・一％の増、歳出では一〇・三％の増となっております。特に医療費は一〇・一％と大幅な伸びを示しております。今後高齢者の増加に伴い、医療費の増高が予想される中で、老人保健法に基づく保健事業の充実と、健康増進施策をさらに推進されますよう御要望申し上げます。御報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（原 敏子君） それでは、この老人保健法の対象人員、延べでなくて、人員数でぜひお願いします。

それと、決算書に出てきません医療費総額、それとやはり出てきません患者負担金額、それと受診率をお願いします。この受診率というのは、毎年聞いてますので、もうお調べになっていらっしゃると思いますけれども、受診率が平成二年度決算で何％になって、平均はどれくらいであるか。二十六市平均というのですか。

それと、この患者負担金の額が出ますね。それを人員で割ると当然一人当たりの負担金額は出るわけですが、それは出せるかどうかあれですけど、それと二十六市の平均というのでしょうか、それはあると思いますけれども、それを教えてください。

それとここで老人保健法が改悪、国会の衆議院を通りまして、修正されて、これでまだきのうあたりのニュースですから、まだ担当には来てないようですが、これが改悪されてこのままいくと、入院が一日二百円ですか、外来が一カ月、一科目、百円アップになるわけですけども、数字的にずうっと計算していくと出ると思いますが、このままの形で今国会で改悪されたとしたら、一人当たり高齢者の皆さんはどれぐらい負担増になるか、わかれば教えてください。

○市民部長（岩崎好亮君） いわゆる対象の人数は幾らか、延べでは十二カ月のお金ですが、一カ月当たりの対象というのは、私の方の計算、二千七百十六人というのが、二月のときにはそういうような件数を出しております。そういうようなことでございます。

それから一カ月一人ということになりますと、年間は一萬一千八百六十人、こういうことになるかと思ひます。

次に、医療費の総額がどの程度になっているのかと、これもどちらかというと、推計になるかと思ひますが、私の方の計算ですと、十五億七千一百一十八万八千円という、こういうような推計を出しておるわけでありまふ。

それから、患者の負担の金額が、一部負担ということだろうと思ひますが、五千七百二十九万六千円という数字を出しております。

それから今度は受診率でございますが、平成二年度は一四六％という、一・四六というのが正しいのかもしれませんが、一四六％という数字を出しております。

それから、まことに申しわけありませんが、二十六市の決算というのは、まだ照合しておりませんのでわかりませんが、元年度のときには一五四・三という数字が出ておりますので、それよりもふえているではないかというふうには想像しますが、平成二年度の決算はまだわかりませんので、まことに申しわけありませんが、参考としましては、平成元年度の場合は一五四・三という数字でございます。

それから、今度はここで法律の改定があるというので、そのことについて影響がどうかというようなことでございますが、私の方でまだ試算等の細かい数字が来てませんので、ここで申し上げることはちょっとできないので申しわけありませんが、そのようなことになっておりますので、よろしく願ひしたいと思ひます。

○十二番（原 敏子君） わかりました。

そうすると、今、答弁、私が聞き漏らしたか、この患者負担金額の、福生は、私、後で計算してみますからいいですけども、二十六市、一人当たり幾らかわかりますか。患者負担金額の一人当たり。いつも

出ていますよ。大体出てますから。わからないですか。それだけ。

○市民部長（岩崎好亮君） 二十六市は四万六千五百四十二円ということで、私の方で、先ほちょっと質問があったのかもしれませんが、福生市の場合は四万四千六十八円です。

○十二番（原 敏子君） よくわかりました。今の数次、質疑を聞いていただいて、よくわかりだと思ひますが、福生市の平成二年度の老人保健法の絡みで見ましても、お年寄りの受診率は、三多摩二十六市の受診率より低いというのは間違ひない。そして医療費の総額も低いというのも間違ひない。だから患者の負担額もそれなりに低くなっているわけですが、この数字で見ますと、福生のお年寄りの皆さんは非常に自分の健康管理をよく考えられて生活をされているというのがわかると思ひます。

こういう中で、こういうお年寄りの皆さんのそういう気持ちをもっと増進させる、そういうためにもぜひとも他市二十六市の多くの自治体がやっている、こういう入院医療費の見舞金制度とか、こういうさまざまなお年寄りの健康を手助けできるそういう施策をぜひ実現してほしいと思ひます。これは厚生委員会に付託されますので、その後にまた質疑をお聞きして、また質問したいと思ひますが、ありがとうございます。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第九十六号は、厚生委員会に付託をいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よつて議案第九十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま厚生委員会に付託いたしました議案第九十六号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十六号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 二時十分まで休憩いたします。

午後一時五十四分 休憩

午後二時九分 再開

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十一 議案第九十七号 平成二年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（会計課長 町田光輝君登壇）

○会計課長（町田光輝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十七号、平成二年度福生市下水道事業会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の二六七ページを開きたいと存じます。

それでは歳入から御説明申し上げます。歳入の予算総額は、二十三億二千三十三万八千円に對しまして、収入済額は二十三億二千五百二十六万三千二百八円でございます。収入率は一〇〇・二％でございます。また収入の未済額は、二千七百七十二万六千四百六円につきましては、下の川の改修事業の繰越明許費の財源が主なものでございます。

次に、歳入の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、第一款の分担金及び負担金の収入済額は、三千百七十二万五千三百十六円でございます。これは下の川の改修事業道路負担金、及び下水道事業受益者負担金収入でございます。

次に、第二款使用料及び手数料の収入済額は、六億八千七百六十九万二千五百五十九円でございます。前年度と比較いたしましたして、八千四百八十四万七千七百円、一四・一％の増となっております。これは横田基

地の使用料の増によるものが主なものでございます。また徴収率は全体で九八・九％でございます。

次に、第三款国庫支出金の収入済額は、二億七千七百二十二万二千三百九十四円でございます。このうち国庫負担金収入が二千百二十二万一千円でございまして、これは流域下水道の防衛施設分負担金でございます。また国庫補助金収入につきましては、二億五千六百万一千三百九十四円でございます。これは下の川改修事業及び下水道管渠埋設補助金でございます。また収入の未済額一千四百三十三万三千円につきましては、下の川改修事業の繰越明許費の財源でございます。

次に、第四款都支出金の収入済額は、八百八万円でございます。これは下水道管渠埋設費補助金でございます。

次に第五款の繰入金の収入済額は予算現額と同額の九億三千万円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

次に第六款繰越金の収入済額は、二千八百十四万六千三百九十五円でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

次に第七款諸収入の収入済額は、二千七百四十九万六千九百四十四円でございます。前年度と比較をいたしまして、一千九百七十五万六千六百六十円、二五・二％の大幅な増となっております。これは平成元年度に消費税制度が創設され、これに伴う元年度事業実績に基づく還付金と預金の利子が、主な収入でございます。

次に第八款市債の収入済額は、三億三千四百九十万円でございます。内訳は公共下水道事業債が三億九百五十万円、流域の下水道事業債が二千五百四十万円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして歳出につきまして、御説明申し上げます。

二六九ページを開きたいと思っております。

歳出の予算総額は二十三億二千三十三万八千円に對しまして、支出済額は二十二億八万五千八百九十八円でございます。執行率は九四・八％でございます。

内容につきまして御説明申し上げます。まず第一款の総務費の支出済額は五億四千九百三十八万六千六百七十二円でございます。主な支出といたしましては、職員の人件費九千八百五十五万八千六百三十二円、下水道使用料徴収費六千五百五十八万九千六百六十九円、多摩川上流流域下水道維持管理負担金三億四千二十五万八千四百二十二円でございます。

次に、第二款事業費の支出済額は七億一千四百六十七万一千二百四十八円でございます。主な支出といたしましては、管渠新設改良事業費といたしまして、三億九千六百四十六万七千三百三十六円、下の川改修事業費といたしまして、二億四千四百五十一万七千三百一十一円、多摩川上流流域下水道建設事業負担金三千五百八万四千八百六十六円でございます。前年度と比較をいたしまして四億一千八百四十三万八千三百三十六円、三六・九％の減でございます。これは事業費の減によるものでございます。

次に、繰越明許費一千四百四十三万七千円につきましては、下の川の改修事業費でございます。

次に、第三款公債費の支出済額は、九億三千六百二万七千九百七十八円でございます。内訳といたしましては、公共下水道事業債の償還金が二億二千三百九万二千五百六十一円、その利子分といたしまして、六億二千五百三十三万五千五百十円が主なものでございます。

次に、第四款予備費の支出済額はゼロでございます。

第一款から第四款までの支出済額の合計額は、二十二億八万五千八百九十八円でございます。したがって、歳入歳出差引残額は一億二千五百五十七万七千三百一十円でございます。なおこの差引残額の中には、繰越明許費として的一般財源十万四千円が含まれております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 引き続き監査委員から、監査結果の報告を求めます。

（監査委員 林田 武君登壇）

○監査委員（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第九十七号、平成二年度福生市下水道事業会計決算審査の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

内容につきましては意見書四九ページから五一ページのとおりでございます。

当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び証書類等を照合し、審査を行いました結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。

本年度の下水道事業につきましては、施設の維持管理を初め、雨水、排水管敷設事業のほか、前年度に引き続き下の川改修事業が行われております。また歳入における減額の主なものは、下水道管渠埋設費補助金並びに下の川改修事業にかかわる国庫補助金と、市債等でございます。歳出における減額の主なものは、管渠新設改良事業費並びに下の川改修事業費等でございます。

なお今後現在進行中の事業のさらなる促進と、効率的な事業運営を求められますよう御要望申し上げます。まして、報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 三つほど伺いたいですけれども、一つ目は増収分に関しては横田基地分の増収があるのだということですが、それは横田基地分の収入額はどれくらいになっているかということと、それからもう一つは、事務報告を見ますと、公共下水道の普及、面的にいけば九八・数％ということですが、非常に整ってきておるわけですが、この中で出てきている下水道に関しては、受益者の数等は出てくるのですが、ここで個人分というのですか、個人住宅の下水の割合というのはどのくらいになっていますか。個人住宅分は何件分だという形で徴収をしていますか。

それともう一つは、未納額が非常に少ないのです。非常に結構なことなのですけれども、個人住宅分の未納額というのは、どれくらいになっていますか。これは後の水道の方の上水道の方の未納額と非常に密接に結びついてくると思うのです、同じときに請求徴収してからです。その区別がもしもつくならば、大口のところの未納額というのはないと思うのです。現実問題になってくるのはそういう小さな額のところだと思えますけれども、そこが整理がついているならば、お聞きしたいと思えます。

○建設部長（小野光朗君） まず横田基地の――もし聞き違いましたらば教えていただきたいのですが、

横田基地の使用料でございますが、本年度でございます三億一千八万六千九百五十円でございます。

それから個人の住宅ということですが、基地の中の住宅ということでございますか。（「市内」と呼ぶ者あり）市内全体、ちょっと今調査してございせんのですけれども。個人分、あるいは大口分、会社分というふうな、ただ一律で出しておりますので、そういう調査してございせんが、よろしいでしょうか。○十三番（遠藤洋一君）　こういうふうに聞いた方がいいですか。つまり小口分の収納状況はどうなっているかというふうに聞いた方がわかりやすいですか。もしもそれでわかるならそういうふうにしてくださいますか。

○建設部長（小野光朗君） 市民全体の個人分という統計は今のところそういうのを調査してございませんので、ちょっと今お答えできかねるのですが、よろしく願います。

○十三番（遠藤洋一君）　そうするとここに出てくる下水道の受益者負担金、要するに下水道料金を見ると
きには、事務報告書四七五ページの下水道使用料というのを見ると、未収入額のところに関しては、
この中身はわからないというわけですね。つまりトータルに出てくるもので、つまり入るべき、徴税か何
かで収入済額が幾らで差し引いた額ということであって、そのところは小口分なのか、大口分なのかわ
からないというふうに理解していいのですか。だから、要するに言っているのは、大口でそんなに未収入
ということとは余りないだろう、大きな工場や会社で、むしろ小さな個人住宅などでのことがあるのではな
いかと思つて伺つてゐるわけですけれども、もしもそれが出てないのだと、トータルなどというのはそれ
でも構わないのですけれども、わかつていればということですよ。

○建設部長（小野光朗君） この件数は出ていますけれども、事務報告書のとおりに。ただその中身についての、例えば個人の滞納のリストを出せば出るのでございますけれども、それは現在今その一覧というのがありますが、その集計したことは事実ないというのが実態でございます。

○議長（赤星行人君） それでは以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第九十七号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第九十七号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

S S S S S S S S S S S S S S S S

○議長（赤星人行君） 日程第十二 議案第九十八号 平成二年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(會計課長 町田光輝君登壇)

○会計課長（町田光輝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十八号、平成二年度福生市受託水道事業会計歳入歳出決算につきまして、御説明を申し上げます。

決算書の二九五ページをお開きいただきたくと存じます。

それでは歳入から御説明を申し上げます。
 歳入の予算総額は八億三千七百九十三万九千円に對しまして、収入済額は八億四百七十三万三千六百八十七円でございます、収入率は九六％でございます。

内容といたしましては、管理収入が七億七百十三万六千八百八十五円、建設工事収入が九千七百六十万三千二百でございます。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

歳出の予算総額八億三千七百九十三万九千円に對しまして、支出済額は八億四百七十三万三千六百八十七円で、執行率は九六％でございます。まず受託水道事業費の内容につきましては、水道管理費が七億七百十三万六千八百八十五円でございまして、主な支出といたしましては、職員人件費が二億一千三十四万六千三百二十八円、石綿管の敷設がえ等の工事請負費が三億九千七百三十九万八千九百四十四円、動力費が四千六百九十三万三千二百九十五円でございます。

次に建設改良費につきましては、支出済額は九千七百六十万三千二百円でございまして、主な支出といたしましては、水道施設の施設工事請負費の八百五十万五千七百四十円、配水管新設工事請負費等、七千八百四十九万七千三百三十円でございます。

支出済額の合計額は、八億四百七十三万三千六百八十七円でございまして、収入済額と同額でございます。したがって、歳入歳出差引残額はゼロでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御認定くださるようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 引き続き監査委員から監査結果の報告を求めます。

（監査委員 林田 武君登壇）

○監査委員（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第九十八号、平成二年度福生市受託水道事業会計決算審査の結果につきまして、御報告をさせていただきます。

内容につきましては、お手元の審査意見書五一ページから五二ページのとおりでございます。当決算につきましては、関係法令の規定に従い作成されており、関係諸帳簿及び証書類等を照合し審査を行いました。

なお今後施設の改善整備を進められ、水の安定供給により一層の努力をお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明、及び監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 二つほど伺います。一つは今回の決算の中で、給水に関しては、横田基地への給水というのはどのぐらいあったのかということをおきたいと思ひます。

それからもう一つ、事務報告書五〇三ページに給水人口五万九千二百五十六人と出ています。この決算は、恐らくは事務報告のやはり当初の方にあるところの人口指数、つまり二万九千幾らですか、ちょっと人口に差が出てくるので。これは実際の実勢人口と、給水人口の差というのは、どのような形で出てくるかということをおきたいのと、この中には基地内部も当然入らないのですね。もしも給水があったら話です。給水がなければ、当然でしょうけれども。

それともう一つは、給水人口のところの差の中で、住民登録人口との差が当然我が町は御承知のとおり出てくるわけです。つまり住民登録、もしくは外国人登録をしている人口数よりも、時によっては千人近くの営外居住者の軍人、軍属がいるわけです。それでこの給水人口の差が出てくるのかなとも思ひますけれども、そうしますと今まで議会の中で報告されているほどの人口の差ではないのです。このところはどういうふうな、給水人口の差については実際の住民票、並びに外国人登録している数との差が出てくるかということをおきたいと思ひます。

○建設部長（小野光朗君） まず、一点目でございますけれども、これについては東京都の水道局の委託を市は受けているわけで、受託という状況になっておりますので、東京都の方の指導の通知が平成二年の一月に参っております。その中で個人情報保護の保護についてというものがございまして、水道局の電子データ保護規定等というふうなものに基づきまして制定してあるそうでございます。使用者のデータの事業の目的外の事由による局外への提供を原則的に禁止しているというふうなことでございまして、これらの問題については、報告を出さないようにという通達というのでしょうか、東京都水道局の多摩対の方からの文書が来ておりまして、そういう意味で横田基地の給水人口につきましては、給水の状況については御報告をしていないという状況でございますので、この辺は御理解をお願いいたします。

二点目でございますが、今ちょっと手元に資料がございませんので、申しわけございませんが、よろしく願ひします。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩いたします。

午後二時三十四分 休憩

午後二時四十一分 再開

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（小野光朗君） どうも答弁ができませんで、申しわけございませんでした。

御質問の点でございますけれども、この給水人口と実際の市民人口等の誤差でございますけれども、あくまでも給水人口というのは、例えばアパートを持っている人とか、あるいはよその方、市民の方、市外の方があります。また軍人、軍属等で給水を申し込んだ方もございますので、それをもってトータルな面が五万九千二百五十六ということでございます。住民人口、その他との差は出てきますので、その辺とのギャップについて今ちょっと調査してございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○十三番（遠藤洋一君） 聞いてわかったけれども、アパートに関しては、別にアパートの持ち主が申し込んだとしても、実際にはそれぞれ部屋ごとに人が入っているわけだから、その使っている数だというふうに思っているわけでしょう。そうすると、現実には少ないというのはふしぎですよ。多いことは考えられても、どうして少なくなるのかよくわからないけれども、そうするとその中には、今のこの五万九千二百五十六人の中には、今まで議会で再三報告があった横田基地の軍人、軍属の営外居住者も含まれていると、つまり水道を使っている人全部の数であるということになると、どうして登録人口より人口が少ないのですか。多くなって当然でしょう。どうして少ないのかよくわからないのだけれども、そこまでよくわかったけれども。

○議長（赤星行人君） 暫時休憩いたします。

午後二時四十四分 休憩

午後三時十四分 再開

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、小野建設部長より発言の取り消し申し出がありますので、これを許します。

○建設部長（小野光朗君） 遠藤議員さんの第二回目の御質問について、私の答弁に誤りがございました。まことに申しわけございませんが、全文を取り消しいただきますようお願い申し上げます。

P284
発言の
取り消
し発言

○議長（赤星行人君） ただいまの発言のとおり、取り消すことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって発言を取り消すことに決定いたしました。

○建設部長（小野光朗君） それでは再度申しわけございませんけれども、御質問に御答弁申し上げます。

この事務報告書の五〇三ページでございますけれども、この給水人口につきましては、住民登録人口、並びに外国人登録人口の三月三十一日、要するに四月一日現在の人口を出してございます。そういう意味で、その中から五世帯、十三人分でございますけれども、未給水の水道の、入っていない人口がございまして、そういう意味で、それとあと片方の住民人口の方について、一月一日現在ということでございますけれども、その辺でちょっと整合がございませんので、よろしく御了解お願いいたします。

○十三番（遠藤洋一君） はい、わかりました。この五〇三ページの給水人口というのは、基本的には登録外国人と住民台帳に基づいた人口だということがわかりましたけれども、そうしますとここには今まで再三議会の中でも質問申し上げましたけれども、市内に住んでいる、要するに登録をしない、あるいはすることのない人たちが、安保条約の中の地位協定によって規定されている軍人並びにその家族、並びに軍属、家族も軍属なのですが、軍人並びに軍属の数は、この給水人口という表の中には入っていないというふう

に理解をしてよろしいでしょうか。

○建設部長（小野光朗君） そのとおりでございます。

○十三番（遠藤洋一君） わかりました。質問ではありませんけれども、少なくとも今の水道の状態であれば、申し込まれた方には、皆さんに給水をなさっている形だと思えます。それは軍人の方だろうが、軍属の方であろうが、外国人であろうが——そういう言い方は困るかもしれませんが、登録をしてい

ない方であっても、申し込まれた方には給水するのも当然だと思いますし、その方たちからは当然のように料金は徴収しているわけですから、そうしますと、これは意見だけですけれども、五〇三ページの給水人口というのも今後少し改めていただきたいと思ひますのと同時に、正確な、私たちのまちが一体どれくらいの人々に給水をしているのかということ把握していただきたいと思ひますし、どっちにしましても、そうしますとそれぞれの統計が変わってくるはずなのでですね。一人頭どれくらいの水道を使っているか違ってくるわけですから、給水人口につきましては次年度以降の業務報告では、正確を期するように願ひたいと思ひます。以上です。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十八号は建設委員会に付託いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第九十八号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十八号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十三 議案第九十九号 福生市立福生第二小学校講堂除湿温度保持工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第九十九号、福生市立福生第二小学校講堂除湿温度保持工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、説明を申し上げます。

本件は教育環境の充実向上を図るため、福生市立福生第二小学校講堂除湿温度保持工事を防衛補助事業として施工しようとするものでございまして、その予定価格が九千万円を越えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げたものでございます。

それでは本工事の概要につきまして、説明を申し上げます。

本工事は、冷暖房換気設備工事が主なものでございまして、既存の換気設備を撤去し、新たに冷暖房設備といたしまして、ガス炊き吸収式冷温水機、冷却等々を設置しようとするもので、対象面積といたしましては、七百二十二・五一平方メートルでございまして、

またこのほかに機械室増築、五十八平方メートル、その他電気設備工事一式等がございまして、

次に、契約の關係でございしますが、本議案に記載してございしますように、契約の目的が「福生市立福生第二小学校講堂除湿温度保持工事」で、契約方法といたしましては、指名競争入札による契約でござい

ます。契約の金額は、一億二千六百九十九万九千円でございまして、この金額は消費税三百六十九万九千円が含まれたものでございます。

本件の入札経過につきましては、裏面に添付してございします資料のとおりでございしますので、御参考にご供していただきたいと存じます。

次に、工期でございしますが、契約の確定の日から平成四年三月二十五日までとなっております。契約の相手方は、東京都青梅市長淵七丁目三一八番地、岩浪建設株式会社代表取締役、岩浪勝二でござい

